

任意継続組合員証等検認事務要領

1 収入状況等申立書の記載事項の確認について

様式1 「収入状況等申立書（任意継続組合員用）」（以下「収入状況等申立書」という。）は、令和6年8月1日現在の被扶養者全員分を同封しているので、記載事項を確認の上、訂正等があれば次のとおり処理すること。

- (1) 被扶養者の取消申告をしなければならない者は、「収入状況等申立書」の被扶養者氏名を朱線で抹消し、余白にその旨を記載するとともに、速やかに被扶養者取消申告書〔整理番号10〕等を提出すること。
※ 令和6年8月1日以降に被扶養者要件に該当しなくなり取消申告を行う被扶養者については、収入状況等申立書及び資格確認書類を提出すること。
- (2) 既に被扶養者の取消申告を行った者の「収入状況等申立書」が同封されている場合は、被扶養者氏名を朱線で抹消し、余白に「〇年〇月〇日取消」と朱書きし提出すること。
※ 取消日が令和6年7月31日以前の場合は、資格確認書類の提出は不要
- (3) 氏名、生年月日の誤りがある場合は、「収入状況等申立書」を朱書きで訂正し、「組合員証等記載事項等変更申告書」〔整理番号9〕に組合員証等及び変更事項を確認できる書類を添付して提出すること。
※ 変更事項を確認できる書類
戸籍抄本、婚姻届受理証明書、住民票等
- (4) 住所の変更について
住所に変更等があった場合は、速やかに「任意継続組合員等住所変更届」を提出すること。
- (5) 被扶養者として認定されている者の「収入状況等申立書」が同封されていない場合は、公立学校共済組合鹿児島支部年金給付係まで連絡すること。

2 被扶養者に係る資格確認について

「収入状況等申立書」に年間収入額及び内訳の有無をもれなく記入し、収入が「有」の場合には、収入の種類、年額を記入すること。

※ 収入状況等を確認するため、次の該当区分に係る全ての資格確認書類を、
「収入状況等申立書」に必ず添付して提出すること。

(1) 無職無収入の者

| 区分 | 資格確認書類 |
|--|---|
| ① 学校教育法に規定する学生・生徒 (中学生以下又は全日制高等学校在学中の子を除く。) ※ 収入がある者は次の(2)による。 | ・在学（在籍）証明書（原本） |
| ② ①以外の者 | ・令和6年度（令和5年分）の所得額証明書（原本）又はマイナンバーによる情報連携を利用する場合は同意書〔整理番号7-2〕 |

(2) 収入がある者

| 区分 | 資格確認書類 |
|--|--|
| ③ 就労により給与収入がある者 | <ul style="list-style-type: none"> 事業主が記入した「雇用及び給与支給証明書」(様式2) 令和6年度(令和5年分)の所得額証明書(原本)又はマイナンバーによる情報連携を利用する場合は同意書〔整理番号7-2〕 |
| ④ 個人事業・農業等による事業収入又は地代・家賃・利子・配当等の資産収入がある者 | <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度(令和5年分)の確定申告書の写し 確定申告の收支内訳書又は青色申告決算書の写し ※ 確定申告をする必要がない者については、住民税申告書等の必要経費が確認できる書類の写し |
| ⑤ 公的年金収入(国民・厚生・共済年金、恩給・扶助料)又は私的年金収入(企業年金・個人年金)がある者 | <ul style="list-style-type: none"> 令和5年8月以降の年金受給額が確認できる年金証書、年金額改定通知書、送金案内書等の写し ※ 源泉徴収票は不可 令和6年度(令和5年分)の所得額証明書(原本)又はマイナンバーによる情報連携を利用する場合は同意書〔整理番号7-2〕 |

(3) その他

| 区分 | 資格確認書類 |
|-----------------------------------|--|
| ⑥ 同居が要件の者 (配偶者の父母、伯(叔)父母、甥、姪等) | <ul style="list-style-type: none"> ①～⑤のほか、世帯全員が記載された住民票謄本(原本) ※ 個人番号記載不要 |

- 注 ア 資格確認書類は令和6年8月1日以降発行のものであること。
 イ 雇用及び給与支給証明書は別紙「**様式2**」によること。
 ウ 上記資料のほかに、追加資料の提出を求める場合がある。
 エ 所得が認定限度額以上となった場合には、速やかに被扶養者取消申告書〔整理番号10〕を提出すること。
 ※ 所得とは、所得税法上の所得とは異なり、恒常的な収入の総額をいう。
 ※ 障害年金、遺族年金等は、所得税法上非課税扱いとなり、市町村民税課税所得証明書には所得として記載されないが、被扶養者の認定上は収入とみなし、認定限度額以上となった場合には、被扶養者の認定を取消す必要がある。
 また、生命保険契約等に基づく**個人年金及び貯蓄型の個人年金も収入とみなす。**
 オ 令和6年度(令和5年分)所得額証明書については、令和6年1月1日現在の住民票のある住所地の市町村へ請求し、交付を受けること。
 なお、マイナンバー(個人番号)を利用した**情報連携の利用(所得額証明書の提出の省略)**を希望する場合は、「同意書〔整理番号7-2〕」を提出すること。

被扶養者資格確認 フローチャート

スタート

被扶養者は、中学生以下又は全日制高等学校在学中の子である。

いいえ

はい

検認対象外

- ◆「収入状況等申立書」の職業欄に、「中学生以下」または「全日制高等学校生」と記入して提出してください。

※ 被扶養者について取消・訂正がある場合は「任意継続組合員証等検認事務要領」1に基づいて書類を提出してください。

組合員と同居していることが被扶養者の認定要件である者である。

(注) 配偶者の父母、伯(叔)父母、甥、姪 等

いいえ

はい

検認対象

必
須

- ① 世帯全員の記載された住民票謄本(個人番号記載不要)
- ② 「収入状況等申立書」(様式1)
- ③ 資格確認書類(「任意継続組合員証等検認事務要領」2に基づいて必ず提出してください。)

資格取得日が令和6年4月1日以降である。

はい

はい

いいえ

検認対象

必
須

- ① 収入状況等申立書(様式1)
- ② 資格確認書類(「任意継続組合員証等検認事務要領」2に基づいて必ず提出してください。)

現職又はフルタイム再任用や非常勤職員で勤務していた組合員が退職し、任意継続組合員の資格を取得した際に継続で認定された被扶養者である。

いいえ

検認対象外

- ◆「収入状況等申立書」の右下欄外に「検認対象外」と記入して提出してください。

※ 被扶養者について取消・訂正がある場合は「任意継続組合員証等検認事務要領」1に基づいて書類を提出してください。